

大黒第二冷凍物流センターの特定保税蔵置場届出書が受理されました

当社は、東京税関長よりAEO制度における「特定保税承認者」として平成23年3月11日付で承認を受け、すでに平和島冷凍物流センターと大黒冷凍物流センターが特定保税蔵置場としてスタートしております。

この度、平成24年3月1日付けで横浜税関にて大黒第二冷凍物流センターも特定保税蔵置場届出書が受理され、特定保税蔵置場として一步を踏み出すことになりました。

引続き、通関・運送・保管等の業務におけるセキュリティ管理とコンプライアンス体制を強化し、総合物流業者として質の高いサービスを提供し、お客様の満足度を最大限にまで高めることに努力して参ります。

Futaba Corporation